

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、公益社団法人新潟県鍼灸師会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、鍼灸師の資質向上に努め、鍼灸業務を通じて福祉の増進、公衆衛生の向上に関する事業を行い、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鍼灸による福祉活動に関する事業
- (2) 鍼灸知識の啓発普及に関する事業
- (3) 鍼灸師の資質向上に関する事業
- (4) その他本会の公益目的を達成するために必要な事業

2 前項 1 号から 4 号の事業は、原則として新潟県において行うものとする。

(その他の事業)

第 5 条 本会は、公益目的事業の推進に資するため、会員の相互扶助に関する事業その他これに関連する事業を行う。

(事業年度)

第 6 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 3 章 会員

(構成)

第 7 条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 はり師・きゅう師のいずれかの免許を有し、本会の事業に賛同する個人。
- (2) 準会員 はり師・きゅう師のいずれかの免許を有し、本会の事業に賛同する個人で、正会員の家族又は従業員及びはり師・きゅう師養成課程を終了後 3 年以内の者。
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛同する個人又は団体。
- (4) 学生会員 本会の事業に賛同する個人で、はり師・きゅう師養成課程に在る者。

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

(入会)

第 8 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金等)

第9条 会員は総会の定めるところにより、入会金、会費及び負担金(以下「入会金等」という。)を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議(以下「特別決議」という。)により、除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の秩序を乱したとき。

(3) 総会の議決事項に違反したとき。

(4) 本会の名誉を傷つけたとき。

(5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員等の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 正会員または準会員は、鍼灸師の資格を失ったとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 正当な理由なくして会費を1年以上滞納したとき。

(5) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金等及び寄付金その他の拠出金品はこれを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 入会金等の基準及び金額

- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併又は事業の全部譲渡
- (9) 理事会で総会に付した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 19 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、特別決議をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 事業の全部譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 22 条 正会員は、理事会で定めたときは、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員等

(種類及び定数)

第 24 条 本会に、次の役員を置く。

理事 6 名以上 10 名以内 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法上の業務執行理事とする。

4 会長及び副会長以外の理事を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 会長及び副会長は理事会の決議により理事の中から選定する。

3 業務執行理事は、理事会の決議により第 1 項で選任された理事の中から選定する。

4 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

5 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、本会の業務執行の決定に参画する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務・権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 24 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議によらなければならない。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(名誉会長・顧問・参与)

第 31 条 本会に、任意の機関として、名誉会長 1 名、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長は、本会の会員以外の者で総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

4 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の諮問に応え、適宜意見を具申する。

5 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(5) 寄付金に関する事項の決定

(6) 本会の業務執行の決定

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 支部その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開催)

第 34 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 法令の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号および第 4 号後段の場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名・押印する。

第 7 章 部会及び委員会等

(部会及び委員会)

第 41 条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、部会及び委員会を設置することができる。

2 部会及び委員会の委員は、会員および学識経験者等のうちから、理事会が選任する。

3 部会及び委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 財産及び会計

(資金の管理)

第 42 条 本会の資金管理は、会長が行う。

(事業計画書及び収支予算書)

第 43 条 本会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第 1 項の財産目録等のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 45 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第 46 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程による。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資産の取扱については、理事会の決議により別に定める。

## 第 9 章 定款の変更、合併及び解散

### (定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会による特別決議により変更することができる。

2 定款の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

### (合併等)

第 48 条 本会は、総会における特別決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

### (解散)

第 49 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益目的取得財産残額の贈与)

第 50 条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の処分)

第 51 条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

### (公告)

第 52 条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は中澤義則とする。また業務執行理事は森田啓亮、近千明、濱田宏幸、飯塚光、林雄介とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。